

## 平成19年度第2回 行財政改革委員会市民部会 議事録

日 時 平成20年3月24日(月) 午前10時00分 ～ 午前11時47分

場 所 川崎市役所第3庁舎15階 第1・2・3会議室

出席者 委員 加藤部会長、井上委員、後藤委員、徳田委員、殿村委員、前田委員、山越委員

市 側 曾禰総務局長、碓人事部長、村田財政部長、平岡都市経営部長、木村行財政改革室長、三橋企画調整課主幹

事務局 木下行財政改革室主幹、石井行財政改革室主幹、唐仁原財政課主幹

- 議 題
- 1 平成20年度当初予算の説明
  - 2 川崎再生フロンティアプラン新実行計画の策定について
  - 3 新行財政改革プランの策定について
  - 4 今後の進め方について
  - 5 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0 名

議事

### 木下行財政改革室主幹

それでは、ただいまから、平成19年度第2回川崎市行財政改革委員会市民部会を開催させていただきますと存じます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、総務局行財政改革室の木下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、幾つかの事務連絡をさせていただきます。本日の委員会は公開とさせていただきます。マスコミの方々の取材を許可しておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

また、速記業者の方に議事録の作成を委託しておりまして、会場内に同席させていただいておりますので、あわせてご了承いただきたいと存じます。

次に、資料の確認をさせていただきます。お手元にまず、本日の次第、席次表、委員の皆様五十音順名簿、前回の委員会の議事録、そして資料といたしまして、「平成20年度予算と新実行計画・新行財政改革プラン」、次に冊子でございますが、「平成20年度川崎市予算について」、次にバインダーに綴じてあります、「川崎再生フロンティアプラン新実行計画策定資料」、次に資料4といたしまして、「新行財政改革プラン素案からの主な修正事項」、次に、これも冊子でございますが、「新行財政改革プラン（案）」、資料6といたしまして、「今後の開催日程」、最後に資料7といたしまして「市民部会のテーマ例について」、以上でございます。

資料の不備などがございましたら、お申し出いただければと存じます。よろしいでしょうか。

なお、本日、田村委員におかれましては、所用のため、欠席したい旨の連絡を承っております。

それでは、初めに、曾禰総務局長から皆さんにごあいさつを申し上げます。

## 曾禰総務局長

おはようございます。総務局長の曾禰でございます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。

前回に続いて市民部会を開かせていただきますが、今年度、あとわずかということになりましたけれども、前回、ちょっとご説明しましたように、現在、続けております第2次の行財政改革プラン、17、18、19の3カ年の計画ということで、後ほどの説明もあると思いますが、何とか順調に進捗をさせていただいたということで、今日、そういった内容も含めたご説明もあるかと思っております。これも市民の皆さん、あるいは事業者、議会のご理解とご協力をいただきながら進めてきたということで、例えば人員の削減についても、第1次と合わせると6年間で2,100人の職員削減をしたとか、人事・給与についても、民間ベースから比べればまだ手ぬるいというご意見もあろうかと思っておりますけれども、かな

り抜本的な改革に取り組んできた、あるいは公共サービスの提供の仕組みについても見直しを進めてまいりました。

そういう中で、改革の目標としたのを上回るような、いわゆる改革の成果というのですか、歳出の、出る方の削減と、それから歳入の確保と合わせると、かなり上回った成果を上げることができたということで、これについては18年度から一部市民サービスに還元をしたいということで、子ども関係施策、子どもさんの医療費の無料化の拡充ですとか、あるいは小中学校の教室の冷房化の設置などを進めてきたわけです。20年度予算では、それに加えて、学校のトイレ、子どもさんがなかなか学校のトイレに入れられないというようなこともあるので、そのトイレの快適化とか、道路・公園街路樹、特に多摩川の河川敷などを見ると、東京都側は随分きれいなのに川崎側は手入れが不行き届きだというふうなご意見も承っていますので、そういった身近なところの維持・補修に少し改革の成果を還元する形で予算を重点的に措置して、少しでも快適な環境づくりに役立てていきたいということで進めてまいりました。

先ほど申し上げたように、これで3年間の計画が終わっても、まだまだ改革については今後もさらに続けていかなければいけないと考えておりますので、今後、20年度から3年間、新たに計画期間とする行財政改革の新しいプランとあわせて、川崎市の将来像を描き出す実行計画についても、第1次の計画はほぼ完了いたしましたので、今後3年間、どういう形で進めていくかという実行計画、これをセットにしながらか進めてまいります。

9月末に素案という形で公表させていただいて、各区のタウンミーティングですとか、それから、パブリック・コメントを実施して、さまざまなご意見を伺いながら、市民部会でもご報告をさせていただきました。そのご意見を伺いながら進めていくということでございまして、この3月19日に終了いたしました市議会の定例議会の中にも、その結果等もご報告をしてきましたし、あわせまして、庁内的には、今週中にその手続を完了させていきたいと思っております。

本日は20年度の川崎市の予算についてご説明しますが、これが20年度から進んでいく3年間の市の計画と行財政改革プラン、これをセットにしたものの1年度目という形でご説明をさせていただきます。やはり予算と、それから行財政改革、実行計画をリンクさせながら実効性のある改革を進めていきたいということでございますので、後ほど、それぞれご説明をさせていただき、各委員の皆様から忌憚のないご意見を賜ればと思います。

今日1日、どうぞよろしく願いいたします。

## 木下行財政改革室主幹

ありがとうございました。

それでは、先ほど資料内容の確認で、一部誤りがございましたので訂正させていただきます。

資料6で、「今後の開催日程」とご案内しましたが、こちらの資料、ご用意しておりませんで、最後に資料7とご紹介したのが資料6になりまして、内容が「市民部会活動内容について」ということに改めさせていただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

ここからは部会長に議事進行をお願いしたいと思います。加藤部会長、よろしくお願い申し上げます。

## 加藤部会長

それでは、次第に従いまして進めてまいりたいと思います。

議事に入ります前に、前回の委員会の議事録につきまして確認をしたいと思います。

これにつきましては、あらかじめ事務局から委員の皆様にご送付をし、ご確認をお願いしておりますが、幾つかのご指摘をいただきまして、それを反映したものを本日、お手元にお配りしております。ご確認をいただきまして、よろしければ事務局に公開の手続を進めていただくということでよろしいでしょうか。まず確認をしていただけますか。枚数が多いのですが、ちょっと目を通していただきまして。

よろしいですか。

それでは、事務局によりまして会議録の公開の手続を進めていただくようお願いいたします。

それでは、議題に入りますけれども、今日は大きく4つの議題がございます。平成20年度当初予算の説明、2つ目に川崎再生フロンティアプラン新実行計画の策定について、あと新行財政改革プランの策定について、4、今後の進め方についてでございますけれども、今回の市民部会は、4の今後の進め方にちょっと重点をおきまして会議の方を進めさせていただこうと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。

最初に、まず議題1、平成20年度当初予算の説明から、議題3の新行財政改革プラン

の策定について、続けて事務局から説明をお願いいたします。その後で意見のある方につきましてはご意見をいただく場を用意しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局、順次よろしくお願いいたします。

### 唐仁原財政課主幹

財政局財政課の唐仁原と申します。よろしくお願いいたします。

まず、20年度予算についてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、最初に、平成20年度予算の位置づけにつきましてご説明させていただきたいと思えますので、資料1「平成20年度予算と新実行計画、新行財政改革プラン」をご参照ください。

平成20年度の予算は、後ほどご説明いたしますけれども、平成20年度を初年度といたしまして、向こう3カ年の本市の取り組む施策・事業を明らかにしました新実行計画と、それから新行財政改革プラン、これと密接に連携して編成したものでございます。

資料1の左上、平成20年度予算といえますのは、右の新実行計画におけます、この3カ年に行う、すべての事業の計画事業費を積み上げました、複数年の予算のうちの1年目のものとなっております。

さらに、この実行計画は、その計画の実現可能性、計画を確実に実行できるという、そういう可能性を担保するために、右下の矢印の中に記載してございますけれども、財政フレームと整合したものとなっております。

また、この財政フレームと申しますのは、行財政改革の具体的な取り組み内容を明らかにいたしました、新行財政改革プランに掲げる見直しの効果を実行計画に反映いたしますとともに、改革内容の予算への反映など、予算と実行計画、改革プラン、この3つは相互に密接に連携して策定をしたものでございます。

こうしたことから、繰り返しになりますけれども、右の網かけの部分のポイントにございますように、まず、実行計画との関係では、すべての3カ年の事業費を算定いたしましたので、3カ年の予算として実行計画を策定したと言えますし、また、次のポチがございましてけれども、3カ年の具体的な事業計画を踏まえた平成20年度の予算となっており、どのような事業計画のもとで平成20年度予算が措置されているかが明確なものとなっております。

また、改革プランとの関係からは、改革プランに掲げます取り組みを反映したものとな

っておりますので、次のポイントのポチにありますけれども、具体的な改革内容の予算や計画への反映をしたものとなっております。

また、実行計画の計画事業費は、行財政改革の内容を反映して策定しました財政フレームと整合を図ったものとなっておりますので、財源面からの計画の実行性を確保したものとなっておりますとともに、健全な行財政基盤構築のための取り組みと両立を図ったものとなっております。

次に、20年度の予算につきまして概略を説明したいと思いますので、次のページをお開き願いたいと思います。

平成20年度予算を対前年度と比較をしたものになっておりますけれども、平成20年度予算をご説明する前に、平成20年度予算には非常に大きな事業がございまして、それが平成20年度予算の大きな特徴の一つとなっておりますので、この資料1の最後のページをお開きいただきたいと思います。5ページです。

「平成20年度水江町地内公共用地処理フロー」をごらんいただきたいと思いますが、平成20年度に臨海部の水江町に土地開発公社が所有しております土地を市で再取得いたしまして、その有効活用を図る事業を進めてまいります。この土地の購入によりまして、会計間や土地開発公社との間のやりとりがありますので、この流れをご説明させていただきます。

まず、川崎市が高速縦貫道の代替用地として取得を依頼しまして、その依頼に基づき、土地開発公社が所有しております土地、約5万5,000平米になりますけれども、これを左側の上の一般会計におきまして、土地開発基金87億円の歳入と市債161億円を財源といたしまして、248億円で土地を土地開発公社から購入をいたします。

この土地開発公社に対しましては平成15年度に国の許可を得まして、一般会計で市債を発行して貸付を行ってございました。そうしたことで、川崎市からの、この土地購入費の歳入をもって市への返済を、その貸付に対する返済をしてもらう、232億円の返済を行ってまいります。この232億円の収入を貸付金収入として、一般会計の方では予算を計上しております。

この収入をもちまして、市債の償還のために公債管理会計という会計へ支出、公債費として支出をいたします。公債管理会計では、この歳入をもとに、将来の償還に備えまして、減債基金という基金に積立を行います。つまり一般会計におきまして、248億円の土地、土地開発公社の所有しております土地を購入するために、土地購入費という歳出と、公債

費という歳出、合計で481億円の歳出が出てまいります。これが一般会計の規模を大きくしている要因となっております。

2ページへお戻りいただきまして、こうした大きな要因がございまして、平成20年度予算につきましては、一般会計の予算額が、表の上段になりますけれども、一般会計が、平成20年度は6,094億円余で、平成19年度と比較しますと570億円、10.3%の増となっております。

特別会計は5,255億円余、対前年度比37億円、0.7%の増。企業会計は1,984億円余、対前年度比61億円、3.0%の減となっております。全会計の合計では、1兆3,334億円余、対前年度比546億円、4.3%の増となっております。

下段の表は、一般会計の前年度予算との主な増減を比較したものでございます。

歳入ですけれども、市税につきましては、対前年度と比較いたしまして、66億円余、プラスの2,888億円でございます。増加の主な内容は、右の方でございますけれども、市民税の個人が15億円、市民税の法人が25億円、固定資産税が23億円の増となっております。

それから、歳入の表の下から2つ目、諸収入でございますけれども、前年度と比較しまして236億円の増となっておりますけれども、これは主に土地開発公社からの貸付金収入の増によるものです。

次の市債ですけれども、167億円の増で、これも主なものは、先ほどの水江町地内の公共用地取得のための市債によるものでございます。

次に、歳出でございますが、職員給与費は、職員数の減や退職手当の減によりまして、31億円の減となっております。また、その次の行、水江町地内公共用地有効活用事業の着手によりまして、248億円の増。

それから、下から2行目、公債費は、水江町の関連によりまして、元金が大きく増加しましたことから、235億円の増となっております。

次のページをお願いいたします。3ページでございます。会計別予算規模の推移をあらわしたものでございますけれども、一番下段になります平成20年度、一番左端の一般会計ですけれども、一般会計の規模が6,000億円を超えまして、特別会計、企業会計を合わせました全会計、右端になります。全会計でも初めて1兆3,000億円を超えたところでございます。

次のページをお開き願います。

一般会計予算を性質別に見たものでございまして、推移をあらわしたものでございます。

一般会計の予算のうち、人件費、扶助費、公債費、これを合わせました義務的経費と呼ばれるものですが、義務経費は一番下の段の左端、平成20年度、50.1%と、平成17年度に50%を超えて以降、いまだ50%を超える状況にありまして、財政の硬直化の懸念がございまして、行財政改革等により引き下げを図る必要があると考えてございます。

次に、「平成20年度川崎市予算について」という白色の冊子があるかと思えますけれども、川崎市予算をわかりやすくという視点がつくった冊子でございまして、この表紙をおめくりいただきたいと思えます。

平成20年度予算における市長の考え方を記載してございます。

最初の段落でございまして、段落の中ほどでございまして、平成20年度予算につきましては、都市経営の視点で、5年後、10年後の川崎市の姿を見据えて、次の点を基本に編成を行ったとしております。

次の段落の1行目、行財政改革の取り組みを反映したこと、それから、一番最後の行になりますけれども、改革の成果を、学校トイレの快適化や、公園・街路樹等の管理水準の向上に活用するなど、行財政改革の効果を市民サービスの還元に努めたということ、それから、次の段落の1行目になりますけれども、3年間の予算配分を行うなど、実行計画との整合性の確保を図ったということ、それから、下から2つ目の段落の1行目、市民本位のまちづくりに向けた取り組みを一層推進したこと、こうしたことから、最後の段落にございまして、平成20年度予算は、長年の課題を解決するとともに、川崎再生に向けた行程を安定軌道に乗せるために、スパート（加速）をかける予算であるという意味を込めまして、「かわさき再生スパート予算」と命名をしたところでございまして。

1枚おめくりいただきますと目次がございまして、この冊子は、1、予算の概要、それから、後ほどご説明いたします実行計画のうち、重点戦略プランの予算をまとめました、2、重点的・戦略的に取り組む施策の展開、3、施策体系ごとに平成20年度の予算をまとめました、平成20年度予算の主な事業、それから、おめくりいただきますと、後ろの方は参考資料となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思えます。

このうち、一部分だけですけれども、ご説明させていただきたいと思えますので、3ページをお開きいただきたいと思えます。

目的別の歳出でございまして、この表の4行目に「こども費」というのがある

かと思えます。平成20年度に、子どもに関する施策を総合的に実施するために、新たな局としまして「市民・こども局」を設置いたしますけれども、それにあわせて、新たに予算でも「こども費」というものを創設いたしました。

それから、次のページをお開き願います。

性質別の予算ですけれども、このうちの人件費の欄をごらんいただきたいと思えます。人件費の構成比が18.3%となりまして、政令市移行後、初めて20%を下回ったところでございます。

それから、その右のページ、行財政改革プランの反映でございますが、これの中ほど、表の中ほどに、行財政改革による効果額といたしまして、第2次改革プランの3年間の取り組みのうち、平成20年度予算におけます効果といたしまして261億円、これは表の下の方でございますけれども、目標額、3年間の改革の目標額を210億円と設定しておりますけれども、これを51億円上回る261億円の効果となったところでございます。

それから、次のページをお開き願います。6ページです。

これは、先ほど総務局長からご説明いたしましたけれども、行財政改革の市民サービスへの還元といたしまして、平成18年度から取り組みを進めてまいりましたけれども、これをイメージ図にしたものでございます。平成20年度におきましては、公園・街路樹等の維持補修の拡充、それから、道路維持補修の拡充、安全施設の管理水準の向上、それから、学校トイレの快適化等に新たに取り組んでまいります。

それから、その右の7ページをお願いいたします。

これまでの行財政改革の取り組みによりまして、財政状況が確実に健全化の方向に向かっております。

左上のグラフですけれども、退職手当等を除きました職員給の推移をあらわしたものでございますけれども、平成14年度との比較では、率でいいますと18%、額でいいますと166億円と、大幅な減となっております。それから、右上のグラフですけれども、プライマリーバランスでございますが、本市では平成17年度決算におきまして黒字になりまして、それ以降、4年連続で黒字となったところでございます。

以上、非常に簡単ではございますけれども、平成20年度予算の説明を終わらせていただきます。

加藤部会長

続けて、議題2の説明をお願いいたします。

### 三橋企画調整課主幹

総合企画局企画調整課の三橋でございます。

資料は、お手元でございます、茶色いフラットファイルで綴じてあります「川崎再生フロンティアプラン 新実行計画策定資料」、ちょっと厚い冊子でございます、こちらに沿ってご説明をさせていただきます。

新実行計画につきましては、こちらの冊子は、2月の段階で、平成20年度の予算案とセットで、向こう3カ年の取り組みをご紹介するために公表したものでございまして、最終的には3月末の段階で冊子として製本してお出しをすることになっておりますが、今日の段階ではちょっと間に合いませんので、こちらの策定資料ということでご容赦願いたいと思います。

本市の総合計画につきましては、「川崎再生フロンティアプラン」と申しまして、このような形で、3年前に総合計画をつくったときにつくった冊子でございますが、構成は基本構想と実行計画の二重構造になっておりまして、基本構想につきましては、まちづくりの基本目標等を掲げて基本的なものを定めておりますが、実行計画につきましては、その基本構想に基づいて具体的な取り組みを定めているものでございまして、基本構想はおおむね10年間の計画期間を持っておりまして、前回策定しましたのが平成17年3月でございますから、10年間のまちづくりの基本構想案でございますが、実行計画につきましては3年間の改革の期間でございまして、17年3月に策定をして、17年度、18年度、19年度の3カ年の実行計画でございまして、ちょうど今年、平成19年度につきましては、第1期の実行計画の最終年度でございまして、ちょうど今年1年間をかけて、第2期の新しい実行計画を策定してまいりました。

お手元でございますのはその資料でございまして、この資料に沿ってご説明いたしますと、目次から入っていただきまして、1ページ目、2ページ目が見開きになってございます。こちらが本市の総合計画の基本構想に当たる部分でございまして、一番上、冒頭、川崎再生フロンティアプランにおける政策体系とございまして、まちづくりの基本目標、これが、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を目指して、こちらをまちづくりの基本目標に、下に政策体系がございまして、7つの基本政策、30の政策の基本方向、90の基本施策、こういったものでおおむね10年間の基本構想を定

めております。

この基本構想に基づいて、具体的な計画につきましては実行計画の方で定めるわけですが、1枚めくっていただきまして、3ページ目、4ページ目に、重点戦略プランの構成でございます。実行計画では、すべての事務事業について計画として定めておりますが、そのうち重点的に取り組む施策につきましては、こちらの重点戦略プランという形で位置づけをしております。

重点戦略プランにつきましては、先ほど1ページ目、2ページ目で見ていただきました、7つの基本政策に対しまして9つの重点戦略プランに位置づけをしております。7つの基本政策のうち、4番目の環境を守り自然と調和したまちづくりについて2つに分けて、それから、5番目の活力にあふれ躍動するまちづくりについても2つに分けた形で、9つの重点戦略プランとして位置づけをしております。

具体的な重点戦略プランにつきましては、5ページ以降、プランごとに定めておりまして、6ページ目をお開きいただきますと、プラン1の重点戦略プランがございます。それぞれのプランごとに、事業名、現状、事業内容、目標につきましては、2008年から2010年度まで、それぞれ3カ年の取り組み内容についてこのような形で位置づけをさせていただいております。

この重点戦略プランに要します事業費につきましては、41ページ目をお開きいただきますと、重点戦略プランの計画事業費として位置づけをしております。2008年度の重点戦略プラン、合計いたしますと1,254億円余の事業費がかかるということでございまして、それぞれ3カ年、積算しております。川崎市の一般会計と企業会計、特別会計、すべて合わせまして、先ほど財政の方からご紹介がありましたが、約1兆円をちょっと超えたぐらいの事業費でございますので、そのうち、おおむね12%から14%ぐらいの予算を使いまして、こちらの重点戦略プランについて今後推進をしていくということにしております。

それから、おめくりいただきまして、47ページでございますが、ここから政策体系別計画でございまして、先ほどの7つの政策体系に沿った形で、すべての事務事業につきまして3カ年の取り組み内容を紹介させていただきます。それぞれの施策課題ごとに、現状と課題、計画期間、2008年から2010年度の取り組み、それから、具体的な事業内容の目標といたしまして、事業名、現状、事業内容の目標としまして、2008年から2010年の3カ年の具体的な事業内容について、それぞれ記載をしているということでござ

います。

時間の関係で個別の事業につきましては説明を省略いたしますが、川崎市の計画の特徴といたしまして、すべての事務事業を対象にしているということでございますので、47ページ以降、大変ボリュームがございますが、337ページが政策体系別計画事業費一覧でございます、この前段で記述してあります、それぞれの計画につきまして、先ほど財政の方からご紹介がありましたが、3年間の具体的な予算編成をしまいにしまして、1から7までの政策体系ごとに、2008、2009、2010、それぞれの計画事業費を算出してございます。

市の事業の中で、1～7の体系別に整理される事業のほかに、この表の下から2番目でございますが、政策の執行を支えるその他の事務事業の定義がございまして、具体的には庶務的な事務事業とか、例えばここでやっている予算編成、それから、こういった計画を調整するような部門の事業費もすべて加えまして、総計として、2008年度ですと総事業費1兆651億9,200万円、こちらの事業費につきましては予算編成作業と連携をしまいにしましたので、公債管理会計を除いたすべての会計規模の事業費と一致をしているところでございます。

その右隣の括弧のうち一般会計につきましては6,094億6,700万円、これは平成20年度の川崎市の一般会計の予算と一致をしているといったところでございまして、このような作業と連動して、2009、2010年度についても、それぞれ所要額を見積もって作業をしているところでございます。

それから、339ページでございますが、後で行財政改革プランの方でも説明がありますが、先ほどの計画事業費と行財政改革プランの中で算定しております財政フレームとの比較でございます。2008年度予算につきましては、計画事業費と予算額が一致しておりますので調整額はゼロでございまして、2009、2010年度それぞれ、先ほどの337ページで見積もっている事業費と、それから、後ほどご説明があります財政フレームとの比較をいたしますと、2009年度につきましては39億円足りない状況であり、それから、2010年度につきましては49億円足りないといったような状況でございますが、こちらにつきましては今後の予算編成作業とか、事務事業の見直し等の作業を続けることによって、実行可能な計画事業費として算定ができたというふうに考えておきまして、このような形で予算編成作業と連携しながら、新実行計画につきましても実行可能な3カ年の計画として、今回、策定をしたということでございます。

それから、341ページからは、区計画の内容を川崎区から麻生区まで、それぞれ7区の計画を示しております、区の課題解決のための取り組みとか、今、行われております区民会議での議論を踏まえた取り組み等について、それぞれの区ごとに計画として位置づけをしているところでございます。

簡単ではございますが、実行計画の説明は以上でございます。

## 加藤部会長

続きまして、議題3の説明をお願いいたします。

## 石井行財政改革室主幹

総務局行財政改革室の石井です。

行財政改革プランにつきまして、その概要につきまして、改めてご説明をさせていただきます。

お手元にお配りしてございます冊子をごらんください。新行財政改革プラン（案）と書いてございます冊子でございます。

まず、表紙をおめくりいただきまして、2枚おめくりいただきますと、目次がございます。プランは5章で構成しております、第1章は新プラン策定の必要性、2章は新プランの基本的な考え方、3章で効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築、右側のページに参りまして、4章で多様な政策課題に対応する行政体制の確立、5章で、新プランの推進体制と進行管理ということになってございます。

それでは、ページをおめくりいただきまして、1ページをごらんください。第1章 新行財政改革プラン策定の必要性ということでございます。

ここでは、1、これまでの改革における主な効果ということで、これまで取り組んできた改革の効果、成果について、市民サービスへの還元を行ったことなど、その内容について述べておるところでございます。

次に、3ページに参りまして、2、本市が抱える課題と行財政改革の継続の必要性でございます。中段、(1)で、多様化・増大化する市民ニーズにより、行財政運営のさらなる効率化が必要であること、次ページに参りまして、(2)では、これまで改革を着実に進めながらも、依然として高水準にある本市の職員数と人件費の状況、5ページに参りまして、(3)では、新たな公共サービス提供体制の確立を進めることが重要であること、

それから、次の（４）では、本市の財政状況につきまして、いまだ予断を許さず、厳しい状況であること。それから、７ページに参りまして、（５）国の行政改革施策が示される中、本市も引き続き、積極的に取り組んでいく必要があることなど、改革の継続の必要性というものについてまとめてございます。

なお、素案からこの原案作成に当たりましては、平成２０年度の予算等を反映いたしまして、グラフ等数値、文言の修正を行ってございます。

次に、８ページに参りまして、第２章でございます。第２章 新行財政改革プランの基本的考え方でございます。

まず、１、基本目標といたしまして、「元気都市かわさき」を実現する都市経営基盤の確立を掲げまして、新プランの基本方針についてまとめてございます。

次に１０ページに参りまして、３、行財政運営の視点ということでございます。

まず、１つ目が（１）民間部門との適切な役割分担による公共サービスの提供でございます。中ほどの②にございますように、「公」と「民」の役割と責任の明確化を図りまして、適格かつ安全な公共サービスの提供体制の構築といったものを、引き続き、推進してまいります。

次に１２ページに参りまして、③では、民間活用におけます公共サービスの提供を推進するためのガイドラインの策定を行ってまいるのでございます。

次に１４ページに参りまして、視点の２つ目といたしまして、（２）持続可能な財政基盤の構築でございます。素案から大きく書きかえを行った項目でございまして、新たに財政フレームというものを記載してございます。①では、財政運営の基本的な考え方というのを述べまして、１６ページの②で、新たな財政フレームの考え方というものについて述べてございます。

１６ページ、下から２段落目、「今後も」というところでございますが、計画的な財政運営を進めていくことが大変重要でございます。新実行計画の策定作業の中で、計画期間３カ年の事業調整を行いまして、新改革プランにおきましても、今後の行財政運営の指針として、歳入歳出の総額ですとか、行財政改革の効果額等を明示いたしました、新たな財政フレームといったものを策定したものでございます。

１８ページをごらんください。新たに記載いたしました財政フレームというものでございます。上段に３つほど、健全な財政構造に向けた取組の目標を掲げてございます。

まず、１番目としまして、平成２１年度には減債基金からの借り入れを行わずに収支均

衡を図る。2番目、24年度までに実質公債費比率の18%未満の引き下げを図るとしまして、3番目、継続的な収支均衡と安定的なプライマリーバランスの黒字の確保を図るといたしております。右のページにございますように、行財政改革による対応額、効果額等を見込みながら、2次プラン同様に、新実行計画との整合を図っておるものでございまして、左側、18ページの中ほど、歳出フレームというのがございます。先ほど説明がございましたように、3カ年の新実行計画期間内の計画事業費と同一のものになった形での収支のフレームというのが大きな特徴となっているところでございます。

また、下から二つ目の列でございしますが、目標の1番目として述べましたように、減債基金からの新規借入れにつきましては、平成20年度の欄で100億という数字を最後に、21年度以降はゼロということで借入れを行わず、収支均衡を図っていくという、そういった目標を達成することを目指したフレームを策定しておるところでございします。

今後、行財政改革の取り組みというものを着実に進めながら、このフレームに沿った計画的な財政運営を行いまして、持続可能な財政基盤の構築というものを目指し、あわせて実行計画の確実な推進、そういったものを行っていく、目指していくというものでございます。

次に20ページをごらんください。効率的・効果的な行政を実現するための施策・制度の再構築でございします。この3章以降が具体的な取り組み内容という形になってございします。ここでは、素案でお示しした内容から、これまでの予算編成、新実行計画の策定状況、そういったものを含めまして、取組項目の追加、文言の修正等を行ってございします。

まず、1、市民生活を支えるさまざまな施策・制度の見直しということで進めてまいります。具体的な取り組みとしまして、21ページにございします、社会経済の状況の変化に対応した施策・制度の再構築ということでございします。下の表中に、取組事項に◎をつけたものがございしますが、これは新プラン期間、計画期間に先駆けまして、19年度中に取り組みを実施していくというものでございします。2次プランの成果として、これは取りまとめていくものでございします。

23ページに参りまして、(2) 補助・助成金の見直しでございします。

それから、次ページに参りまして、(3) 受益と負担の適正化ということでございします。

次に25ページでございしますが、2、都市基盤・施設整備事業の効率的な執行と効果の発現ということでございまして、基盤整備、施設整備事業といったハード系といった事業に対する行革の取り組みの内容でございします。

具体的な内容としましては、次ページに参りまして、既存計画の見直しということをご  
ざいまして、諸環境の変化に応じた適切な事業計画の見直しを行ってまいります。

それから、27ページ、(2) 効率的な整備・運営手法の導入でございますが、施設・  
設備の整備、維持管理において、民間活力の導入の積極的な導入、それから、契約手法の  
工夫等を図ってまいりますのでございます。

次ページに参りまして、(3) 適切かつ効果的な維持補修による長寿命化の推進では、  
適切な維持補修、それから予防保全によりまして、公共施設等の長寿命化への取り組み、  
そういったものを推進してまいります。

29ページの(4) 既存ストックの有効活用、複合化でございますが、土地・建物を初  
め、そういった既存ストックの有効活用、施設の複合化について積極的に推進をしてまい  
ります。

次ページに参りまして、(5) 総合的土地対策の推進では、土地開発公社の経営の健全  
化、保有土地の縮減などに向けて、総合的な土地対策といったものを引き続き推進してま  
いります。

次に、31ページでございますが、第4章、多様な政策課題に対応する行政体制の確立  
でございます。ここでは、行政内部組織体制の再編整備、機能強化を図るとともに、執行  
体制、事務処理の効率化などを継続的に取り組んでまいりますのでございます。

中ほどの段落でございますが、このような取り組みにおきまして、新改革プランにおき  
ましても、3年間で約1,000人の職員削減を目標として、引き続き簡素で効率的な執  
行体制を目指していくものでございます。

その下、1の効率的・効果的な行政体制の確立でございますが、(1)の政策課題に対  
応する執行体制の整備といたしまして、次ページ、①が平成20年度の組織整備でござい  
ます。主な内容といたしまして、市民・こども局の設置をするとともに、こども本部を新  
設するとともに、各区に子ども支援室を設置いたします。

33ページの下の方が再編整備の体制図でございますが、昨年12月の議会で議決をい  
ただきまして、この20年度、新年度より実施をしておりますのでございます。

次ページに参りまして、②平成22年度に向けた組織整備の取り組みでございます。下  
水道事業の地方公営企業法全部適用と、水道局との統合に向けた検討などを進めてまい  
ります。

それから、35ページ、簡素で効率的な執行体制の構築でございます。施策や制度の見

直しに伴いまして、執行体制の見直し以外にも、さまざまな角度から検討し、簡素で効率的な執行体制の構築というものを目指してまいります。

少し飛びまして、38ページでございます。(3)民間部門を担い手とする公共サービスへの転換でございますが、民間でできるものは民間でという基本原則のもとで、民間部門を主体とする公共サービスにつきましては積極的に民間活用を図ってまいります。

次に、40ページでございます。公の施設等の効率的な管理運営では、安全で良質な施設サービスを提供するため、最適な管理運営手法の検討を進めてまいります。

41ページ、(5)協働による課題解決に向けたしくみの構築でございます。協働という手法を効果的、より積極的に活用いたしまして、そのしくみというものをさらに構築してまいります。

次に、42ページでございます。2、効率的な行政経営基盤の確立でございます。

(1)職員の人材育成と意識改革のさらなる推進というものを行ってまいります。

それから、44ページに参りまして、(2)新たな給与制度の継続的な見直し、複利厚生制度の改革につきましても、引き続き実施をしてまいります。

それから、45ページでございますが、(3)出資法人の効率的な経営とあり方でございます。出資法人の改革に向けた取り組みについて記載をしております。49ページになりますが、ここに32法人ほどございます。個別に、これまでの取り組みと新プラン期間内におけます方向性について、新たに記載をいたしました。その内容につきましては、2次プランの取組状況、それから、出資法人を取り巻く社会経済環境、それから、本市の施策の方向性などを総合的に判断いたしまして、四つのカテゴリーに分類をしております。

また2次プランで、3年以内で抜本的な法人のあり方を決定する法人とされました7法人がございまして、これについては、わかりやすくするために法人の頭に星印をつけてございます。

まず、Ⅰとして、民営化する法人、これは新プラン期間内におきまして民営化を図ってまいります。Ⅱとして、抜本的な対応を進める法人といたしましては、これまでの取り組みを踏まえまして、法人の最終的な方向性、そういったものを決定した上で、この期間の期間内に取り組みの内容を進める、3法人でございます。

次ページに参りまして、Ⅲ 施策展開や公益法人制度の改革の動向にあわせた法人形態の見直しを進める法人、そういうものにつきましては、今後の動向によりまして何らかの抜本的な見直しを行わなければならないというのが確実に見通しをされておきまして、新

プランの期間中に法人の方向性を決定していくという5法人でございます。

次の、IVの経営改善を進める法人は、この期間中におきまして一層の経営改善を進めていくといった、23法人ほどございます。

次に、54ページでございます。(4) 特別会計・企業会計の健全化の推進。

それから、57ページでございます。(5) 債権確保策の強化と財産有効活用の推進。

それから、59ページでございます。入札・契約制度改革の推進ということで、これら財政関連の推進をあわせて進めてまいります。

次ページに参りまして、3、区行政改革の総合的な推進でございます。新改革プランにおきましても、一層の区行政改革といったものを推進するため、区役所機能の強化に向けた取り組み、執行体制の再編整備といったものを図ってまいります。

最後に、62ページでございます。第5章では、新行財政改革プランの推進体制と執行管理でございますが、プランに基づきます改革の進捗状況につきましては、これまで同様に、適宜、この部会や市民の皆様、議会の皆様にご報告をし、ご意見を伺いながら改革を推進してまいります。

なお、お手元に、前回の委員会でお示ししました素案からの主な修正事項につきまして、資料4としてお配りをしてございますので、あわせてご参照をください。

以上、雑駁ですが、説明は以上でございます。

## 加藤部会長

ありがとうございました。

事前に、皆様には、平成20年度予算の件ですとか、今、ご説明をしました新行政改革プランにつきましては、事前配付をしております。膨大な資料で申しわけなかったのですが、事務局からご説明をいただきました。

それでは、今、3つの案件について、体系図についてはA4のチャートに入っておりますけれども、このチャート等を参考にしながら、特にご意見のある方については述べていただきまして、まとめた後で事務局職員の方から質問もしくは感想について答えをいただくと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ご質問、何か感想のある方はいらっしゃいますか。

膨大で申しわけなかったのですが、何かございましたら。

## 徳田委員

非常に膨大な資料を簡潔に説明していただきまして、ありがとうございます。予算については詳しく勉強する時間がございませんでしたので、改革プランについて少し教えていただきたいのと、それから、感想とコメントを申し述べたいと思います。

全体的にはなかなかよくできていて、これは本当に実行されれば、この川崎市のすばらしい体制になると考えますが、ただ、若干、素人にわかりにくい点がございまして、例えば20ページの4行目に、付加価値を創出するということが書いてありますが、市政において付加価値というのはどういうことを意味するのでしょうか。

それから、これは感想でございますけれども、市が行う事業をできるだけ民間に移していくということは基本的には結構なことだと思いますけれども、何が何でも民間に移せば競争が上がって、効果が上がるという分野ばかりではないのではないかと、そういう感じもいたします。

それから、若干前後いたしますが、59ページに、下の方に表がございまして、一般競争入札について書いてありますが、現在、川崎市の契約すべてのうちで、競争入札と指名入札との割合はどうなっているのでしょうか。全部の件数の中で、どのような構成になっていますか、わかりますでしょうか。

長くなりますので、一旦これで終わります。

## 加藤部会長

ありがとうございます。まとめてお答えいただきます。

あと、ご質問のある方、いらっしゃいますか。

徳田委員からは、まず一つは、市民生活を支える施策・制度の見直しなどで、後半に付加価値という言葉を使っておりますけれども、どういうイメージを持っておるかということと、あと、入札の関係ですが、競争入札と指名入札の割合がもしわかればというお話がありました。

あと、ご質問の方はいらっしゃいますか。

では、ご質問もないようですので、徳田委員から2つ、1点は感想がございましたけれども、ご質問がございましたので、事務局もしくは職員の方からお答えをお願いいたします。

## 石井行財政改革室主幹

付加価値ということですが、資料にも書いてございますが、特に、例えば福祉サービスの分野におきましては、国の社会福祉構造改革を契機としまして、いわゆる行政側の措置から契約というような形態に変わってございます。

サービスを受けられる市民の方につきましても、ある意味、みずから選択をされるというような形に変わりつつあります。そういった状況の中で、福祉を取り巻く状況は民間部門が非常に発達をしてございまして、サービス利用者の方につきましても、いろんな選択肢の幅が広がってきているということでございます。

そういった中で、行政側の役割ということでは、多様なサービス主体といったものがふえてくる中で、より利用者が適切にサービスを利用できるような体制のサポート、行政側の行為と民間主体が行うサービスの行為をうまく連携を図りながら、時には指導・監視をしながら、よりの確なサービス体制を構築する。そして、サービスを利用される皆様が、よりニーズにマッチしたものが選択をできる、サービスを受けられる、簡単に言いますとそういった趣旨での付加価値ということですが、今までの一方的な行政からの措置ということではなくて、利用者の方々がいろいろ選択する中で、よりいろんな選択が的確にできる、みずからの趣旨に合ったサービスを利用できる、そうしたマッチングができるような形でのサポートをしていこうということでございます。

## 加藤部会長

選択の場を提供するのと付加価値って、ちょっとニュアンスが、私も聞くとイメージが合わないなという気がしますけれども。

## 徳田委員

付加価値というのは、経済の用語ですよ。

## 加藤部会長

付加価値については、言葉はよくわかりますけれども、選択肢という問題であるならば、付加価値という表現を使われますと、何となくユーザー側の判断というふうにとられる部分がある。ちょっと言葉の意味を少しつけておいた方がいいかもわからないですね。

## 後藤委員

付加価値とういと、何かこう儲けというあれですよ。普通は剰余価値でいいですけど、利益というか、儲けと。端的に言えば。それを普通、我々が使っている場合は、付加価値はそういう意味で使うかと思うのですが、ここで使っている脈略はそうじゃないようですので、やっぱり何か考えた方がいいんじゃないかなという気がしますね。

## 加藤部会長

サービスの提供を受ける人間が感じる付加価値と、市が提供する付加価値はちょっとニュアンスが違うと思うので、少し言葉使いはしっかりしておいた方が、ニュアンスが市民の方にはうまく伝わるかもわかりませんね。これについては、ちょっとご検討をお願いしていただいて。

次のご質問のあったシェアの問題ですね。

## 唐仁原財政課主幹

まず、契約の前提として競争入札、一般競争入札であるとか指名競争入札、あるいは特定の1社しかできない仕事とか、例えば特許を持っていて、その会社しかできないといった特命随意契約をするという、契約の手法が前提としてあるわけですがけれども、契約の形態が2つあって、まず一つがそれぞれ独自の所管している局で行う契約の形態と、それから、財政局の契約課でオール市役所として契約をする方法がございまして、競争入札と指名競争入札の割合というご質問で、今、具体的な数字は持っておりませんので、川崎市の契約課として、オール市役所としてやる契約についてはすぐに数字としてお出しできるかと思えますけれども、それぞれの所管局でやっておる契約がすぐに今わかるかどうか、手元に数字がございせんので、後ほど調査いたしまして、資料は提供できるものであれば提供したいと思います。

## 加藤部会長

よろしいですか。

## 徳田委員

もう1点、お願いします。

24ページに「受益と負担の適正化」という項目がありまして、受益に応じた負担をしてもらおうと。それが公正なのだという考え方がとられていると思いますが、私は、こういうのは、同じレベルの人を入れて、同じサービスを受けたら、同じ負担をすると、それは確かに公平で公正だと思いますけれども、しかし、他方に、社会的公正という観点もあって、税金の累進課税制などが典型的なところですが、例えば同じサービスを受けても、収入が少ない人と年収1億も2億もあるような多額な収入の人と同じ料金にするのは、果たして社会的な公正なのか。この受益と負担の適正化というのは、かなり注意深くやらなければならないと思いますが、その点についても市側の考え方を伺いたいと思います。

#### 加藤部会長

それでは、24ページ、なかなか難しい課題ですけれども、受益と負担の適正化の中で、公平性、公正性ですか、これについて何か一つの基準といたしますか、考え方をお持ちですかというご質問ですけれども。

#### 唐仁原財政課主幹

ここでは、一のサービスを受ける場合においては同一の負担を求める、それが基本的にはあると思ひまして、さらにそこに、徳田委員の言われましたような社会的な公正というものも加味しておりまして、ここの取り組みの具体例のところちょっとご説明させていただきますと、例えば2番目に福祉措置による特別乗車証交付事業の見直しというのがございますけれども、川崎市で生活保護世帯に対しまして、特別乗車証というものの、市バスの乗車券を交付している事業がございました。ただし、これについては、そもそも生活保護という中では、基本的な最低限度の生活費が算定をされて、それを交付していると。さらにそこに上乗せでサービスといたしますか、市で福祉乗車証を交付していたということを考えて、公平ということ、他の世帯と比較した場合、どうであろうかということを見ると、そこをもって生活保護世帯については最低必要な交通費であるとか、通院費というものが支給されているからということで、やめようというのが一つ。

それからもう1点ですけれども、がん検診の部分で、ここの2段落目、「また」のところがございますが、年齢をもって一律に、例えば、ここでいいますと65歳以上である無料対象年齢を70歳に引き上げると書いてございますけれども、例えば、65歳の方は今までは、収入があろうがなかろうが、年齢をもって一律で無料にしていたというような制

度等がございまして、そこら辺もやはり見直しをする必要があるのではないかというのが一つ。

もう一つ、具体例を言いますと、その次の保育料の部分ですけれども、保育園の保育料については、世帯の所得に応じて負担の額が決められている。当然、生活保護世帯は無料になっておりますし、市民税の非課税世帯もほんの一部のご負担をいただくとか、負担をする前提で社会的な公正性という部分はある程度担保しながら、特定のサービスを受けられる方には特定の、一定の負担をいただこうと考えておりまして、徳田委員の言われました、その部分についても十分加味し制度を構築しております。以上でございます。

### 加藤部会長

ありがとうございました。

この問題は、行財政改革をやっていく上で非常に重要な視点だと思っております。

ただ、今日はお時間も押しておりまして、委員につきましては、何かこれ以外の質問があれば事務局にご連絡をいただければ、個別にお答えをさせていただきますので、事務局、ちょっと対応をよろしくお願いいたします。

それでは、今日一番のポイントになっております議題の4、今後の進め方につきましてご審議をいただきたいと思っております。私から事務局に素案をご検討いただくようお願いしまして、資料6として皆さんに配付をされておりますので、事務局からご説明をお願いいたします。

### 石井行財政改革室主幹

それでは、資料6をごらんください。平成20年度市民部会の活動内容についてということでございます。

まず、この部会の活動主旨でございますが、1にございますように、行財政改革に係る課題、行財政改革プランの進捗状況について、市からの報告に対しまして市民の視点からご意見を述べていただくとともに、あわせて行財政改革に関する課題等を選定いたしまして、選定した課題について調査等も行いながら、市民の視点から意見を述べていただくということをご趣旨としてお願いをしているところでございます。こうしたことから、今後の活動を進めていく上での参考として、このたび案という形でご提案をさせていただくものでございます。

活動スケジュールの例といたしまして、2にございますように、コアとなる市民部会、こうした形式のものでございますが、年3回程度、開催をいたしまして、市からの必要事項の報告をさせていただきます。

それとあわせまして、課題等を選定した場合、その課題の討議のために、必要に応じて、部会での決定によりまして、小部会、これは委員の皆様を中心としたものを2回程度、実施をするというものでございます。

次に、3でございますが、1年間の委員会の活動につきましては、委員皆様のご発言を中心とした活動報告書、意見集的なものを作成いたしまして、市長へ報告を行うとともに、ホームページ等を通じまして対外的に発信することも可能ではないかと考えてございます。

4でございますが、部会の活動及び委員の皆様のご意見につきましては市長へ報告を行うということで、市長との意見交換の場を設けさせていただきたいと考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、具体的な課題の候補例でございますが、検討課題の内容、それから、課題数等の選定につきましては部会で決定をするものとしたしまして、部会で意見交換を進めていただくものでございます。選定された課題等につきましては、部会開催時に、要請等によりまして、例えば担当する所管の課によりまして状況説明をするといったことも可能ではないのかなというふうに考えてございます。

まず、課題例の1つ目でございますが、行財政改革の取り組みの市民広報のあり方ということでございまして、行財政改革の取り組みについては、職員削減などについて、市民の関心も高いというふうに考えております。また、数字で効果を端的にあらわせるために市民の理解も進んでいるというふうに考えられますが、その他の取り組みについては、市民の皆様の関心の低い分野であったり、専門的であったりということで、市民の理解が進んでいるとは言えない部分も多いのではないかとこのように思われます。

そこで、市民の皆様が行財政改革の取り組みの広報等の効果的なあり方について、皆様からご意見をいただくというものでございます。イメージといたしましては、現状の確認、それから問題点等の抽出、そして、理解しやすい記載内容等につきましてご意見をいただきながら、効果的な広報手法のあり方についてご意見をいただくというものでございます。

2つ目でございますが、民間活用のあり方についてでございます。

民間でできるものは民間でということで、行革プランの基本的な考え方に基きまして、民間委託等の推進をしてございます。公共施設の指定管理業務、指定管理制度の導入による指定管理業務、それから、ごみ収集業務の民間委託等、市民生活にも密接に関係する業

務の担い手のあり方について、これまでの民間活用を検証しまして、サービスの受け手であるというお立場から議論をしていただきまして、ご意見をいただくものでございます。イメージといたしましては、やはり民間活用の現状の確認、民間活用のメリット、デメリット等につきまして、さらには、必要に応じましては、例えば指定管理者制度を導入しております施設等の現場施設なども交えまして、効果的な民間活用のあり方についてご意見をいただくものでございます。

3つ目の例でございます。ページをおめくりいただきまして、窓口サービスの提供のあり方についてでございます。

市民アンケートの結果などでも、職員の市民応接に対します市民の満足度が低いものがございます。職員に不足している部分はどういったものなのか、職員の意識を変えていくためにどのような方策が必要なのか。そこで、例えば具体的な例として、例えば区役所の窓口サービスの提供のあり方などを一つの例としまして、必要に応じて区役所窓口の実態調査なども行いながら、窓口サービス提供のあり方についてご議論をいただきまして、よりよい窓口サービス提供に向けてどのような方策が必要なのか、ご意見をいただくというものでございます。

このイメージとしましては、現状確認、窓口サービス改善の取り組み、それから問題点の抽出、現場施設によります改善等の実態調査、そういったものを踏まえまして、望ましい窓口サービスのあり方について、ご意見をいただくというものでございます。

4つ目としまして、その他市民生活に身近な、具体的な課題を取り上げるというものでございまして、今の3つの例以外に、ごみ収集とかごみ処理の問題、子育て関連の施策では、例えば民間委託が進んでおります保育園の運営、また公益企業といたしまして、市バスですとか、病院経営などがございます。そういった生活に身近で関心の深いものについて、委員の皆様のご発案によりまして取り上げていただいて、ご意見をいただくということも可能ではないかと考えてございます。

簡単でございますが、事務局で例としてご提案をさせていただくようなものでございます。部会でのご審議を賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 加藤部会長

ありがとうございました。

今、ご説明をしていただきましたけれども、今回の市民部会の位置づけが、1にあります。

すとおりに、行財政改革に係る課題の云々という問題と、課題を選定し、課題について調査等も行いながら、市民の視点から意見を述べていくという部分が、設置要綱がございますので、今、事務局から案をご提示させていただきましたけれども、これについて、いや、この意見よりもこういうことを取り上げた方がいいというものも含めまして、ご意見をいただきたいと思っておりますが、順番に、もしよろしければ山越委員から、何かございましたら。

### 山越委員

後で。すみません。

### 前田委員

実は、私もちょっと質問しようかなと思ったのが、結構この課題の中にあるので、これはおもしろい仕組みだなと思って、今、拝聴してたんなんです。

例えば指定管理者制度、これなんかは非常にいいシステムだと思うんですが、いまひとつわからないので、具体的な事例があれば教えてもらいたい。実は私も老人会で、ある程度経験した事例もあるものですから、それと比較して、指定管理者制度に移行していけばいいのかなと。指定管理者制度の問題点があるのではないかなという感じがありまして、こういうのをやっていただくと、非常に具体的でおもしろいと思いました。

広報のあり方について、前回、私もちょっと市民によくわかる広報をと。といいますのは、19年度のアンケート調査で拝見しますと、皆さんに、なぜ自治会活動に参加しないんですかと言ったら、市側の情報の仕方が悪いのがもちろんありますけれども、それ以上に、市民が積極的に情報を入手しようとか、参加しようという意欲、いわゆる消極的な部分が相当あるものですから、これをどこかで解消する方法を考えないと、PRするだけでは、市民はなかなか積極的に参加する意欲が喚起されないのかなと。

といいますのは、私は、国とか地方自治体のあり方、国民とか住民のあり方は、ケネディが就任演説で言った、国民が国に対して何をやってほしいんだと思うのではなくて、みずから何ができるのかを問うてほしい、そうした演説したのが原点にあると思うんですね。そういう意味では、住民がもっと自分で情報を入手しようという努力をしていかなければいけないから、こういう1とか2をテーマにされると非常にいいテーマになるのではないかなと思いました。

## 加藤部会長

市民部会は3年間という任期がございますので、年間、年間でテーマを決めて取り組んでも構いませんし、1年間取り組んで、もう一回、2年目はブラッシュアップをして報告するというタイプもございます。そういう観点で、3年という一つのスパンでとらえても結構ですし、1年というスパンでとらえても結構だと思うので、いろいろご意見をいただきたいと思っています。

殿村委員、何かございますか。

## 殿村委員

ちょっとまだ……。

## 加藤部会長

よろしいですか。

では徳田委員、ございますか。何か、その他につきまして。

## 徳田委員

私は、このとおりやっていってもいいんじゃないかと思います。ただし、ほかにいろいろあるかもしれませんので、課題について検討する際に、それまでに追加して案を考えてきたい、ということを思います。

ここで、これだけに決定してしまうのではなくて、今後も随時追加できると、そういう理解でいったらどうかと考えますが。

## 加藤部会長

これも考えですけれども、一つのテーマを取り入れながら、当然いろいろなものが派生して出てまいりますので、それは3年という任期の中で、問題点の多いものをまた取り上げるという手法もありますので、これに特定をしたからこれをずっとやるわけではなく、やりながら、関連するものが出てくれば、1年終わった段階でもう一つまとめてみるという手法もあると思いますので、検討をさせていただきます。

後藤委員、ございますか。

## 後藤委員

そもそも、今回これに応募させていただいて、たまたまこの場にいることになったのですが、そもそも、どういう趣旨でというのが一番最初の会議でわからなかったんですが、今回のこれでしっかりとわかりました。

これから取り上げようとする課題、さっきの方もおっしゃっていましたが、窓口の対応とか、効果的な広報とか、民間活用のあり方、いずれも私としても関心のあるところですので、ぜひ実りあるものにしていきたいなと思います。

それから、これは直接関係があるのかどうかわかりませんが、配られた資料は余りにも大部で、いわば昨日あった相撲の最高優勝を争うようなレベルなものですから、その前に何かわかるものがないかなと思って市役所に行ったら、こんなものがあって非常にわかりやすくいいですね。市民委員になるからには、これを最初に見ておいてからと言われると、もう少しよかったのかなと。

ここの中でも、非常にわかりやすいのですが、言葉の使い方とか、どうなのだろうというのがあったんですが、それは今でもいいのか、後日であれなのか。

では、一つだけ。扶助費というのが義務的経費の3つの中にあるのですが、最初にしたときは、何か困っている人に行政が恵んでやるというようなイメージなんですよ。よく見ると、生活保護費、保育所、医療、福祉、いわば社会保障費で、憲法で保障された健康で文化的な生活を営むための権利を保障するための費用なので、これは扶助費なんていうよりも社会保障費といった方がわかりやすいし、憲法の内容にも合致しているのではないかなと思ったりしながら、これをしばらく参考に、これを辞書に、こっちを見ながら勉強させていただきたいと思っていますところなんです。

以上です。

## 加藤部会長

非常にいい意見ですね。私も本当に、市の常識、社会の非常識という問題がありまして、お言葉を1個とりましてもわかりづらさという部分があると思うので、そういった点が市民部会として、こういうふうに、範囲の中で許されるならば、市民にわかりやすい表現を使うという部分もポイントではないかと。その辺がまた、市民部会の役割でもないかと思っておりますけれども、井上委員、いかがですか。

## 井上委員

いろいろ資料をいただきまして、チェックを細かくしてきたんですが、今日そっちを置いてきて、要らない方を持ってきてしまったんですよ。もう本当に、朝ここへ来て、出してびっくりしておりますけれども。

ちょっとこの内容では、私なんか勉強不足で、余りたくさんあり過ぎてわからないだらけなんです。これから、考えながらというふうに思っておりますけれども、今までの生活の中で幾つか疑問点がありましたんですが、ここにはちょっと該当しないようなことですので、時間が押しているということで、次回か、また何かのときに伺えればと思いますけれども。時間があったら最後に。

## 加藤部会長

わかりました。

先ほども言いましたとおり、この部会が終わった後も、事務局の方に改革のメンバーとして自由に質問ができますし、全員に知っていただいた方がという内容であればお時間をしっかりとりますので、よろしくをお願いします。

山越委員、何かございますか。

## 山越委員

先ほどから伺いまして、このプランはすばらしい、いいプランだと思うんですね。やはりこのまま、これを推進していただければいいかと思っておりますので、また私も勉強をさせていただいて、また意見を述べさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

## 殿村委員

これのとおり行けたらいいなと思っております。また来年になったら、また違う意見も入ってくると思っております。

## 加藤部会長

ありがとうございました。

まだスタートしたばかりなので、これと決めつけるわけにはいきませんが、市民

部会として課題を持って取り組む中で、各委員がおっしゃっておられます課題も見えてこようと思っておりますので、一番大事な部分は、市民部会としまして市民の皆様に行財政改革の進め方をきちんと知っていただいて、きちんとまたご議論をいただいて、ちゃんとフィードバックをしていただくということを考えますと、一つの取り組みとしましては、この2ページ目にあります、行財政改革の取り組みの市民広報のあり方、これをきちんと伝えないとやっていることがつながりませんので、この辺を一度テーマに上げて、また素案をつくってみまして、次回、投げかけをした上で、逆に言いますと、これに携わっている皆さんから、こんな思いで市民広報をつくっているとか、例えば市長ですとか副市長はこんなことを思っているということを聞きながら、このギャップを認識していきながら、その間を埋める部分が市民部会としましては重要だと思っておりますので、できますれば、まず1回は1の議題を取り上げながら進めていくという方向で、この回について引き取らせていただきまして、また追って、それらについて事務局と相談をして素案を出させていただきますので、よろしく願いいたします。

#### **加藤部会長**

それでは、これで本日の議題は終了いたしますが、各委員から、その他の事項で何かご意見がありますればいただきますけれども。なければ事務局に議事進行を戻したいと思えます。よろしいでしょうか。では事務局、よろしく願いします。

#### **木下行財政改革室主幹**

ありがとうございました。

これをもちまして、平成19年度第2回行財政改革委員会市民部会を終了いたします。長時間、まことにありがとうございました。